

第 64 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

大阪市港区弁天1丁目2番1号（OSAKA BAY TOWER内）

アートホテル大阪ベイタワー 4階 アートグラウンドボールルーム

（末尾の「第64回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

目 次

第64回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	8
事業報告……………	16
連結計算書類……………	38
計算書類……………	41
監査報告……………	44

株主総会にご出席されない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時30分まで

証券コード 6294
2023年6月2日

株 主 各 位

大阪市港区海岸通4丁目1番18号
オカダアイオン株式会社
代表取締役社長 岡 田 祐 司

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aiyon.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「Investor Relations（投資家向け情報・English IR）」「財務レポート」「招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト（三井住友信託銀行 株主総会ポータル®）】

<https://www.soukai-portal.net>

（同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトアクセスいただき、ID・初期パスワードをご入力ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オカダアイオン」又は「コード」に当社証券コード「6294」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

スマートフォン等で、同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取り、画面の案内に従って、賛否をご入力いただくか、当社指定の株主総会ポータルサイト® (<https://www.soukai-portal.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」および「パスワード」をご入力ください。株主総会ポータルサイト®上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開いていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を前記の行使期限までにご入力ください。

なお、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただくことによっても議決権行使が可能です。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「『株主総会ポータル』のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2023年6月23日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市港区弁天1丁目2番1号（OSAKA BAY TOWER内）
アートホテル大阪ベイタワー 4階 アートグラウンドボールルーム
（末尾の「第64回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第64期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権の行使等についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した、連結計算書類および計算書類に含まれております。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応につきまして、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

〈当社の対応について〉

- ・株主総会の登壇者、運営スタッフは、マスク着用で対応させていただく場合があります。
- ・会場入り口付近には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の議事は、円滑な進行を予定しております。
- ・感染予防の観点から、お飲み物のご提供を中止いたしております。

〈株主様へのお願い〉

- ・ご来場される場合は、マスク着用等をお願いする場合がございます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット・スマートフォンで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

機関投資家の皆様へ

前記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（可印欄）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

『株主総会ポータル』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

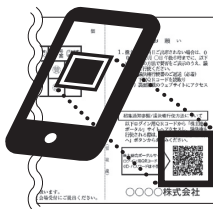
POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

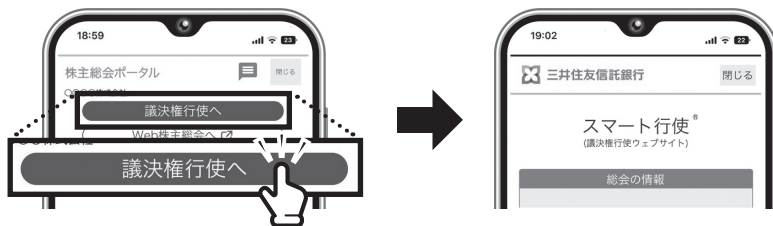
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネットによる議決権行使期限 **2023年6月22日（木）午後5時30分**

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載の
ログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

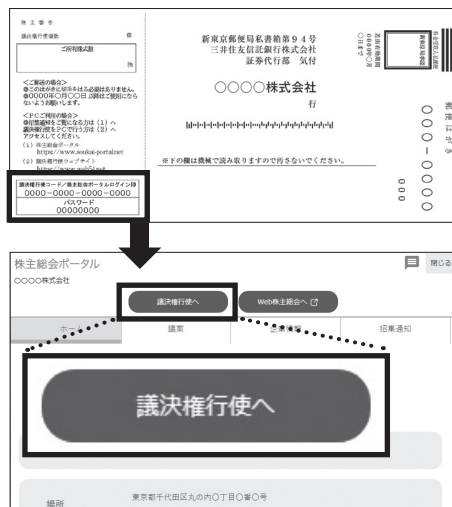
株主総会ポータルURL
<https://www.soukai-portal.net>

《議決権行使方法》

右図の通り、ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンを
クリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>



ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、38円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は304,902,614円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日といたしたいと存じます。

(当社は中間配当制度を設けておりますが、現在は期末配当のみを行うこととしております。)

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おかだ ゆうじ 岡田祐司 (1974年6月30日生)	1996年11月 当社入社 2011年7月 当社経営企画室課長 2012年4月 当社中部営業所長 2013年6月 当社取締役中部営業所長 2015年6月 当社取締役マーケティング本部副本部長 2016年6月 当社取締役マーケティング本部長 2018年7月 当社常務取締役マーケティング本部長 2019年4月 当社代表取締役社長兼マーケティング本部長 2022年4月 当社代表取締役社長（現任）	88,250株
(取締役候補者とした理由) 国内営業、店務運営、海外勤務経験、マーケティング本部長の経験・能力をもとに2019年4月より代表取締役として、事業運営に取り組んでおり、今後も当社の企業価値の向上を持続させることができると判断したためであります。			
2	まえにし のぶ お 前西信男 (1961年6月1日生)	1984年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2005年10月 同行浜松法人営業部長 2008年4月 同行深江橋法人営業部長 2011年4月 同行京都法人営業第二部長 2014年5月 当社出向管理本部副本部長 2015年5月 当社管理本部副本部長 2015年6月 当社取締役管理本部長 2018年7月 当社常務取締役管理本部長 2019年4月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長 2022年4月 当社常務取締役管理部門担当兼経営企画室長（現任）	10,000株
(取締役候補者とした理由) 入社以来管理部門全体の責任者として業務を遂行するとともに、経営企画力にも長け、当社の取締役に相応しい豊富な経験と実績に加え、幅広い見識を有しているためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>やま ぐち てる かず 山 口 照 和 (1960年12月6日生)</p>	<p>1979年 3 月 当社入社 1998年 4 月 当社横浜営業所長 2003年10月 当社横浜営業所長兼東京本店副本店長 2004年 4 月 当社東京本店長 2011年 4 月 当社マーケティング本部営業部長 2016年 6 月 当社取締役マーケティング本部副本部長 兼営業部長 2021年 4 月 株式会社テイサク社外取締役（現任） 2022年 4 月 当社取締役営業部門担当（現任）</p>	15,800株
<p>(取締役候補者とした理由) 長年にわたる当社営業部門での豊富な知識・経験・実績に基づくものであり、今後更なる業績向上のために、営業全体の監督を適切に行うことができるものと判断したためであります。</p>			
4	<p>かわ しま まさ ひろ 川 島 政 浩 (1960年12月10日生)</p>	<p>1984年 7 月 当社入社 1998年 4 月 当社盛岡営業所長 2007年 4 月 当社仙台営業所長 2015年 4 月 当社マーケティング本部機械部長 2016年 6 月 当社取締役マーケティング本部副本部長 兼機械部長 2018年 4 月 当社取締役マーケティング本部副本部長 兼機械部長兼アフターマーケット部長 2019年 4 月 当社取締役マーケティング本部副本部長 兼機械部長 2022年 4 月 当社取締役機械部門担当兼機械部長（現任）</p>	14,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 当社商品の製造部門および営業部門における豊富な経験に基づき、今後更なる企業成長に向け、適切な管理、監督を実施できるものと判断したためであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	ふる た ひとし 古 田 均 (1948年8月13日生)	1976年4月 京都大学 工学部助手 1981年1月 京都大学 工学博士 1990年10月 京都大学 工学部助教授 1994年4月 関西大学 総合情報学部教授 2012年7月 NPO法人「関西橋梁維持管理-大学コンソーシアム」(現NPO法人「関西インフラ維持管理-大学コンソーシアム」) 理事長(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 大阪市立大学(現大阪公立大学) 特任教授(現任)	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>古田均氏を社外取締役候補者とした理由は、大阪公立大学において特任教授を務め、当社商品の解体対象であるコンクリート建造物に関し、豊富な経験と幅広い見識を有しておられる点にあります。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、古田均氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。</p>			
6	こ ばやし めぐみ 小 林 恵 (1963年8月2日生)	1988年4月 株式会社神戸機材入社 2006年10月 関西学院大学大学院 経営戦略研究科 非常勤講師(知的財産法) 2011年12月 司法研修所修了 弁護士登録 2012年1月 株式会社神戸機材代表取締役社長(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>小林恵氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社神戸機材において代表取締役社長として経営に携わっておられるほか、弁護士資格も有しておられ、これらにより培われた専門的な知識、豊富な知見、高い見識等を活かすとともに、コーポレートガバナンス・コードにて求められている「女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保」と、女性の視点から経営への提言をいただけることを期待し、就任をお願いするものであります。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、小林恵氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>よし だ はる ゆき 吉 田 晴 行 (1959年3月27日生) 新任</p>	<p>1981年 4月 株式会社クボタ入社 2013年 4月 同社執行役員 機械海外本部長兼機械総括部長 2017年 1月 同社常務執行役員 機械ドメイン統括本部長 2019年 1月 同社専務執行役員 クボタトラクターコーポレーション社長兼クボタノースアメリカコーポレーション社長 2022年 1月 同社特任顧問</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 吉田晴行氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘り株式会社クボタで建設機械に携わるとともに、クボタトラクターコーポレーションおよびクボタノースアメリカコーポレーションでの企業経営者としてのグローバルな経験や幅広い知識と見識を当社の経営に反映していただくことにより、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を期待したためであります。 また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古田均氏、小林恵氏および吉田晴行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、古田均氏および小林恵氏との間で、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外取締役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、吉田晴行氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、古田均氏および小林恵氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、両氏の選任が承認されることを条件として、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、吉田晴行氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告2(4)①(注)6.役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役全員（3名）が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	穂積一郎 (1967年1月1日生) 新任	1989年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2015年4月 同行管理部（大阪）上席推進役 2016年4月 同行管理部（大阪）部長 2017年4月 同行総務部（大阪）部長 2020年4月 同行法人戦略部 上席調査役 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 出向 2022年4月 当社出向総務部 担当部長 2023年5月 当社総務部 担当部長（現任）	0株
(監査役候補者とした理由) 金融機関における管理部や総務部での財務・会計・リスク管理など豊富な業務経験を有しており、当社の財務の健全性及び業務の適切性を判断できる視点を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためです。			
2	稲田正毅 (1973年12月27日生)	2000年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2000年4月 共栄法律事務所入所 2006年1月 同事務所パートナー就任（現任） 2011年6月 当社監査役（現任） 2018年4月 関西学院大学大学院司法研究科教授（現任）	0株
(社外監査役候補者とした理由) 稲田正毅氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しておられる点にあります。 当社の経営に対する監督に係る助言を受けることにより、コンプライアンスの一層の強化を図ることができると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。 なお、稲田正毅氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本總會終結の時をもって12年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>なか お まさ たか 中 尾 正 孝 (1952年8月15日生)</p> <p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>中尾正孝氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として会社財務に精通しておられる点にあります。</p> <p>当社の経営に対する監督に係る助言を受けることにより、会社経営全般に対する監査の一層の強化を図ることができるかと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、中尾正孝氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終了の時をもって6年となります。</p>	<p>1976年4月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入所</p> <p>2001年6月 同法人大阪事務所監査第1事業部第2部長</p> <p>2001年6月 同法人パートナー</p> <p>2015年7月 公認会計士中尾正孝事務所開設、同代表（現任）</p> <p>2016年6月 ニッタ株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2017年6月 当社監査役（現任）</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稲田正毅氏および中尾正孝氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、稲田正毅氏と中尾正孝氏との間で、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外監査役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、稲田正毅氏および中尾正孝氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、両氏の選任が承認されることを条件として、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告2(4)①(注)6.役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】取締役、監査役候補者および執行役員の実験・マトリックス

本総会において、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、ならびに各取締役、監査役および執行役員が備えるスキルは次のとおりであります。

地 位	氏 名	経 営	グローバル	建 機 業 界	営 業 ・ 戦 略	開 発 ・ 生 産 ・ 技 術 ・ I T	人 事 ・ 法 務 ・ リ ス ク 管 理	財 務 ・ 会 計 ・ 監 査	学 術 ・ 知 財
代表取締役社長	岡田祐司	●	●	●	●				
常務取締役	前西信男	●			●		●	●	
取 締 役	山口照和		●	●	●				
取 締 役	川島政浩			●	●	●			
取 締 役	古田 均		●			●			●
取 締 役	小林 恵	●					●		●
取 締 役	吉田晴行	●	●	●	●				
常勤監査役	穂積一郎				●		●	●	
監 査 役	稲田正毅						●	●	●
監 査 役	中尾正孝						●	●	●
執行役員	岡本 巖			●	●		●		
執行役員	杉本康司		●	●	●				
執行役員	東野道夫			●	●	●			
執行役員	高橋 昇			●	●	●			
執行役員	島田晴行		●	●	●				

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済および世界経済は、引き続き新型コロナウイルス感染防止と経済活動との両立が求められる中、感染者数の減少や行動制限の緩和などにより持ち直し、緩やかな回復基調となりました。一方で、ロシア・ウクライナ問題に端を発した資源・エネルギー価格高騰や、日米の金融政策を巡る思惑等による為替乱高下、米国の一部の金融機関の信用不安などにより国内外の企業の経営環境は変化し、景気の先行き不透明感が続いております。

このような環境のもと、当社グループは昨年からスタートした長期ビジョン「VISION30」の方針のもと、今期からのローリング3ヵ年計画、中期経営計画「ローリングプラン FY2022～FY2024」を策定し、国内では足許の堅調な解体・インフラ工事需要に対応した増産と生産性向上を軸にした生産体制強化を注力課題として取組み、開拓余力の大きな海外では拠点展開している米国・欧州・アジアでの営業体制強化を図るなど、更なる持続的成長と企業価値向上に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高23,575百万円（前年同期比16.1%増）、営業利益1,965百万円（前年同期比10.9%増）、経常利益1,961百万円（前年同期比8.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,414百万円（前年同期比18.8%増）となり、連結会計年度の最高売上・最高利益を更新いたしました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

【国内事業】

国内セグメントは、昨年から解体環境アタッチメントを中心に高水準の受注残を維持しており、増産や商材の確保に注力してきた結果、売上高18,774百万円（前年同期比12.7%増）となりました。機種別には、主力の圧砕機は再開発やビル・工場等の建替等による解体需要が引き続き順調で売上高7,833百万円（前年同期比13.9%増）、油圧ブレーカも売上高939百万円（前年同期比1.2%増）となりました。一方で、つかみ機は金属スクラップ処理や木造解体、災害復興等の需要は引き続き堅調で受注残は抱えているものの、大型スクラップローダの納期ズレによる販売台数減の影響などもあり売上高1,305百万円（前年同期比4.2%減）となりました。

また、グループ連携による販売強化を進めている林業機械は、昨年後半に投入した新商品「ハイブリッドバケット」の販売が寄与し売上高1,298百万円（前年同期比52.4%増）、ケーブルクレーン事業は大型案件のダム工事売上が寄与したことや再生可能エネルギーとして見直されている水力発電所の改修工事が引き続き順調で売上高1,775百万円（前年同期比66.8%増）となりました。輸入商材の大型環境機械に関しては、納期の長期化や円安進行による輸入価格上昇が影響し463百万円（前年同期比45.0%減）に留まりました。営業所リニューアルにより体制整備を図ってきたアフタービジネスについては、原材料売上高が1,887百万円（前年同期比9.1%増）、修理売上高は987百万円（前年同期比14.2%増）と底堅い伸びとなりました。その結果、セグメント利益は鋼材価格の上昇等による利益圧迫要因などがあったものの、売上の増加が寄与し、1,661百万円（前年同期比19.8%増）と増益となりました。

【海外事業】

海外セグメントは、売上高4,801百万円（前年同期比31.7%増）となりました。主力地域の北米では順調に経済活動が回復するとともに営業マンの育成などによる営業体制の整備が奏功し売上高2,955百万円（前年同期比36.9%増）、欧州は好調な市況の中で販売代理店網の充実が寄与し売上高1,017百万円（前年同期比41.7%増）、アジア地域は経済全般が好調な台湾向けが増加したこと等により売上高601百万円（前年同期比8.9%増）と重点3地域で売上は順調に推移しました。利益に関しては、一定の利益が見込める北米市場で売上を伸ばすことができ粗利は増加したものの、ほぼ年間を通じて海上運賃の値上げ影響を受けたことや、一過性要因のM&A関連手数料の費用処理、昨年アメリカ子会社の「給与保護プログラム(PPP)」の利益下支え要因がなくなったこともありセグメント利益は326百万円（前年同期比22.1%減）と減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額（のれんを除く）は、1,229百万円であります。

その主なものは、札幌営業所新築建設費用（293百万円）、Okada America, Inc.新築建設費用（328百万円）などであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、事業展開における資金需要に対して、安定的かつ機動的な資金調達体制の構築、財務運営の一層の強化を図ることを目的として、主要取引金融機関と総額8,800百万円（実行額4,300百万円）の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 61 期 (2020年 3月期)	第 62 期 (2021年 3月期)	第 63 期 (2022年 3月期)	第 64 期 (当連結会計年度 (2023年 3月期))
売 上 高 (百万円)	17,957	17,591	20,306	23,575
経 常 利 益 (百万円)	1,347	1,433	1,808	1,961
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	884	919	1,190	1,414
1株当たり当期純利益 (円)	109.48	115.01	148.63	176.33
総 資 産 (百万円)	21,617	22,272	25,516	30,594
純 資 産 (百万円)	10,715	11,392	12,544	13,961

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アイオンテック	20百万円	100%	建設機械、 同部品および同付 属品の製造、販売等
Okada America, Inc.	5百万米ドル	100%	建設機械の販売
Okada Europe B.V.	1百万ユーロ	100%	建設機械の販売
株式会社南星機械	30百万円	100%	林業・産業機械・ケーブルク レーン、同部品・機材および同付 属品の製造、販売等

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、新型コロナウイルス禍からの経済正常化が進む一方で、地政学リスクに端を発した原材料価格やエネルギー価格の高騰、またインフレ対策の金融引き締めが波及した米国金融不安等、引き続き国内外の経済の動向は予断を許さない状況が続くと思われま

す。その一方、国内では、全国各地の老朽インフラの再整備、大都市圏を中心とした都市再開発、災害復興工事や耐震・防災構造への建替え、資源再利用のためのリサイクル、森林・林業再生プランに基づく林業機械化など、国土のレジリエンスに寄与する幅広い分野での当社グループの建機・林業機械需要は、引き続き底堅いものと期待されます。また、海外では欧米各国に加えて、アジア・中東・オセアニア・南米など、全世界的にインフラ・解体工事・スクラップ需要は今後も拡大していくものと期待されます。

このような環境のもと、当社グループは、従業員および関係する皆様方の安全を最優先とし、新型コロナウイルス感染再発防止に努めつつ、顧客需要に対応した安定的な商品供給とアフターサービスに心がけ、社会的責任を果たしてまいります。さらには、中長期的に期待される国内外の需要増加に対して、長期ビジョン「VISION30」の方針に則り、お客様の期待に迅速且つ適切にお応えできるよう社内体制の整備を図ってまいります。

具体的には、長期ビジョン「VISION30」の実行計画である中期経営計画「ローリングプラン FY2023～FY2025」の方針に基づき、国内では需要拡大に対応して、引き続き営業所のリニューアルや製品ラインアップの強化を図るとともに、生産体制や製品・部品の供給体制、原価管理体制を見直し改善していくことで、一気通貫のバリューチェーンの更なる強化を図ってまいります。同時に、成長余力の大きな海外では、昨年M&Aにてグループ化した米国シカゴのOkada Midwest, Inc. (旧Thoesen社)の統合効果の最大化を図るとともに、拠点のある米国・欧州・アジアの3地域に重点的に商材・戦力を投入し、市場開拓を加速してまいります。

また、持続的成長を支えるガバナンス体制の構築やシステムインフラの整備、DX活用による業務改革と顧客対応力の強化等により経営基盤強化を図るとともに、成長の担い手である従業員が「働きやすい、働きたくなる、働きがいのある」会社の実現に向けた人材戦略や、地球温暖化対策をはじめとした環境問題へも重点的に取組み、グループ一丸となってESG経営を実践してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの主要な営業品目は次のとおりであります。

品 目		製品分類	主要製品名
解体環境アタッチメント	圧 砕 機	大 割 機	TS-Wクラッシャー、TSRCクラッシャー
		小 割 機	コワリクン、マグネットコワリクン
		鉄 骨 カ ッ タ ー	TS-Wカッター、TS-Wクロスカッター、TS-Sカッター、TSカッター
	油 圧 ブ レ ー カ	油 圧 ブ レ ー カ	TOP-Jシリーズ、超低騒音Sシリーズ
	つ か み 機	グ ラ ッ プ ル	ASGグラップル、スクラップグラップルNSG/BHSシリーズ
		定 置 ロ ー ダ	HLCシリーズ
	環境アタッチメント	環境アタッチメント	アミダス、スクリーンバケット、アイオン与作
そ の 他	そ の 他	散水小僧、アイオンカプラー、アイオンハイマグ、ブラッシュカッター	
林 業 機 械	林 業 機 械	木材用グラップル、CMプロセッサ、NGHハーベスタ、NSW地引きウインチ、ハイブリッドバケット	
大 型 環 境 機 械	大 型 環 境 機 械	タブグラインダー、ウッドホグ、ログバスター、ビッグバス	
ケ ー ブ ル ク レ ーン	ケ ー ブ ル ク レ ーン	両端固定型ケーブルクレーン、軌索式ケーブルクレーン	

(6) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 港 区	湘 南 営 業 所	神 奈 川 県 平 塚 市
関 西 支 店		中 部 営 業 所	岐 阜 県 大 垣 市
海 外 事 業 所		北 陸 営 業 所	石 川 県 金 沢 市
東 京 本 店	東 京 都 板 橋 区	広 島 営 業 所	広 島 市 西 区
札 幌 営 業 所	札 幌 市 北 区	四 国 営 業 所	愛 媛 県 伊 予 郡
盛 岡 営 業 所	岩 手 県 紫 波 郡	九 州 営 業 所	福 岡 県 大 野 城 市
仙 台 営 業 所	仙 台 市 宮 城 野 区	東 京 オ フ ィ ス	東 京 都 千 代 田 区

(注) 仙台営業所は、2022年4月11日付にて、仙台市若林区から同市宮城野区に移転いたしました。

② 株式会社アイオンテック

名 称	所 在 地
本 社 ・ 工 場	埼 玉 県 朝 霞 市

③ Okada America, Inc.

名 称	所 在 地
本 社	ア メ リ カ 合 衆 国 オ レ ゴ ン 州
営 業 所	ア メ リ カ 合 衆 国 オ ハ イ オ 州
営 業 所	ア メ リ カ 合 衆 国 テ キ サ ス 州

④ Okada Midwest, Inc.

名 称	所 在 地
本 社	ア メ リ カ 合 衆 国 イ リ ノ イ 州

(注) 2022年12月22日付にて、Okada Midwest, Inc. (Okada America, Inc.の100%子会社) を設立いたしました。

⑤ Okada Europe B.V.

名 称	所 在 地
本 社	オランダ王国ロッテルダム市

⑥ Okada Aiyon (Thailand) Co., Ltd.

名 称	所 在 地
本 社	タイ王国アユタヤ県

⑦ 株式会社南星機械

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
熊 本 本 社	熊 本 県 菊 池 市	長 野 営 業 所	長 野 県 長 野 市
東 京 支 店	東 京 都 港 区	新 潟 営 業 所	新 潟 市 東 区
札 幌 営 業 所	札 幌 市 西 区	広 島 営 業 所	広 島 市 西 区
大 阪 営 業 所	大 阪 市 中 央 区	四 国 営 業 所	愛 媛 県 伊 予 郡
中 部 営 業 所	岐 阜 県 大 垣 市	直 轄 営 業 部	東 京 都 千 代 田 区

- (注) 1. 東京支店は、2023年3月13日付にて、東京都品川区から同都港区に移転いたしました。
2. 直轄営業部は、2023年3月13日付にて、東京都品川区から同都千代田区に移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
487名	28名増

(注) 使用人数は就業人員数（常用パートタイマーを含む。）であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
213名	6名増	41歳3ヶ月	13年11ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数（当社から社外への出向者を除く、常用パートタイマーを含む。）であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,471百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,142百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	525百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	253百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	700百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
 ② 発行済株式の総数 8,378,700株 (自己株式354,947株を含む。)
 ③ 株主数 6,941名
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	534,300	6.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	506,300	6.31
岡田眞一郎	348,000	4.33
極東開発工業株式会社	300,000	3.73
株式会社三井住友銀行	242,930	3.02
株式会社三菱UFJ銀行	220,000	2.74
岡田町子	220,000	2.74
株式会社南星	200,000	2.49
株式会社テイサク	185,000	2.30
株式会社池崎鉄工所	180,100	2.24

- (注) 1. 当社は、自己株式を354,947株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

譲渡制限付株式報酬	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	5,800株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(3) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権等の内容の概要	
第1回新株予約権	
発行決議日	2013年9月13日
新株予約権の数	242個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 13,800株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 61,300円(注)1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円(1株につき1円)
権利行使期間	2013年10月1日から2043年9月30日まで
行使の条件	(注)2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)
	新株予約権の数 138個 目的となる株式数 13,800株 保有者数 3人
第2回新株予約権	
発行決議日	2014年12月9日
新株予約権の数	93個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 5,300株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 76,100円(注)1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円(1株につき1円)
権利行使期間	2014年12月26日から2044年12月25日まで
行使の条件	(注)2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)
	新株予約権の数 53個 目的となる株式数 5,300株 保有者数 3人
第3回新株予約権	
発行決議日	2015年12月11日
新株予約権の数	94個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 5,200株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 84,000円(注)1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円(1株につき1円)
権利行使期間	2015年12月27日から2045年12月26日まで
行使の条件	(注)2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)
	新株予約権の数 52個 目的となる株式数 5,200株 保有者数 3人
第4回新株予約権	
発行決議日	2016年12月9日
新株予約権の数	132個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,500株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 74,700円(注)1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円(1株につき1円)
権利行使期間	2016年12月27日から2046年12月26日まで
行使の条件	(注)2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)
	新株予約権の数 95個 目的となる株式数 9,500株 保有者数 5人

(注) 1. 上記の新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(4) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

地	位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	会長	荻	田 俊 幸	株式会社南星機械代表取締役会長
代表取締役	社長	岡	田 祐 司	
常務取締役		前	西 信 男	管理部門担当兼経営企画室長
取	締	山	口 照 和	営業部門担当 株式会社テイサク社外取締役
取	締	川	島 政 浩	機械部門担当兼機械部長
取	締	岡	本 富 男	三相電機株式会社常務取締役統括管理部・資材部・ 海外関連会社担当
取	締	古	田 均	大阪公立大学特任教授
取	締	小	林 恵	株式会社神戸機材代表取締役社長
常勤監査役		打	田 幸 生	株式会社タクミナ社外取締役
監	査	稲	田 正 毅	共栄法律事務所パートナー弁護士、関西学院大学大学院 司法研究科教授
監	査	中	尾 正 孝	公認会計士中尾正孝事務所代表、ニッタ株式会社社外 取締役

- (注) 1. 取締役岡本富男氏、取締役古田均氏および取締役小林恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役稲田正毅氏および監査役中尾正孝氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中尾正孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役岡本富男氏、取締役古田均氏、取締役小林恵氏および監査役稲田正毅氏、監査役中尾正孝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 代表取締役会長荻田俊幸氏、取締役岡本富男氏および常勤監査役打田幸生氏は、2023年6月23日開催予定の第64回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任予定です。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役・監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、任意の諮問機関である指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役の個人別の報酬等（2. 3. を除く固定報酬）の額又は算出方法の決定方針

取締役の個人別の固定報酬に関しては、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、役員規程第27条（報酬の基準）の役位別報酬区分に基づき、各取締役の役位、担当、経験、実績等を考慮したうえで、指名報酬委員会の諮問を経て取締役会で決議する。

代表取締役に一任する際には、その旨を取締役会で決議し、指名報酬委員会の諮問を経て代表取締役が決定する。

2. 業績連動報酬等がある場合、業績指数の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

取締役の業績連動報酬である役員賞与は、会社の営業成績に応じた益金処分として支払われる。従業員兼務取締役は取締役報酬部分のみが本報酬に該当する。営業成績は、連結売上高、連結営業利益および連結経常利益の目標達成率、同対前年比増減率等を総合的に判断するものとする。当該指標を選択した理由は、当該指標が当社連結業績の目標指標であるためである。そのうえで、

- ・従業員定例賞与の支給係数や従業員特別賞与の支給月数とのバランス
- ・全役員と全従業員の年間の賞与総支給額が、税引前・賞与引当前の連結経常利益の1/3を上限の目安とすること

等を考慮し、支給月数について取締役会で決議し決定する。

3. 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、株価上昇および企業価値向上への取締役の貢献意欲を高めるために取締役（社外取締役は除く）に付与するものとし、年1回、対象取締役の固定報酬の1ヶ月相当額分の当社普通株式の付与株式数(100株単位)を取締役会で決議し決定する。

4. 固定報酬等、業績連動報酬等、非金銭報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬は上記1.～3.の決定方針に基づき個別に決定し、報酬総額に対する各々の割合に関しては、変動するものとする。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期、又は条件の決定方針

固定報酬は、役員規程に定めるとおり、1. で決定した額を、社員賃金の支給日に支給する。

役員が月の途中で就任又は退任する場合には、日割計算せず1ヶ月分を支給する。また、年1回（毎年7月から）、報酬額の増減を行うことがあり、役位の変更があった場合には、新役位就任の月の翌月から改定を行うものとする。

業績連動報酬は、2. で決定した額を夏季の社員賞与の支給日に支給する。

譲渡制限付株式は、3. で決定した株数を、毎年7月の報酬見直し後に新報酬に基づいた株数を計算し支給する。なお、譲渡制限付株式は各取締役と会社の間で交わす「譲渡制限付株式割当契約書」に基づき、退任等の一定の要件により譲渡制限が解除される。また、取締役の刑罰、破産等の無償取得事由に該当した場合には、会社が各取締役から無償取得できる。

(注) 2023年3月期における業績指標に関する実績は以下のとおりです。

	実 績 (百万円)	連結業績 予 想 (百万円)	達 成 率 (%)	前 年 比 (%)
連 結 売 上 高	23,575	22,500	104.8	16.1
連 結 営 業 利 益	1,965	2,065	95.2	10.9
連 結 経 常 利 益	1,961	2,128	92.2	8.4

(注) 連結業績予想は、2022年11月11日発表の2023年3月期通期連結業績予想を記載しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	164 (9)	95 (7)	60 (2)	8 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	23 (7)	16 (5)	7 (1)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	188 (16)	111 (12)	67 (3)	8 (-)	11 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において年額230百万円以内（うち、社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。また、これとは別枠で上記定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬の限度額として年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役会長苅田俊幸および代表取締役社長岡田祐司に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお委任された内容の決定にあたっては、その妥当性等について事前に指名報酬委員会へ諮問しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

岡本富男氏は、三相電機株式会社の常務取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

古田均氏は、大阪公立大学特任教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

小林恵氏は、株式会社神戸機材の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

稲田正毅氏は、共栄法律事務所のパートナー弁護士および関西学院大学大学院司法研究科教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

中尾正孝氏は、公認会計士中尾正孝事務所代表およびニッタ株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡本富男	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて発言を行っております。 岡本氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また当事業年度に開催された3回の指名報酬委員会では、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
社外取締役	古田均	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、有識者としての豊富な経験と高い見識に基づいて発言を行っております。 古田氏は、社外取締役に就任以降、大学特任教授としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社商品の現場活用、新技術開発の側面において、十分な役割・責務を果たしております。また当事業年度に開催された3回の指名報酬委員会では、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小林 恵	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて発言を行っております。 小林氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また当事業年度に開催された3回の指名報酬委員会では、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
社外監査役	稲田 正毅	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、および監査役会14回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	中尾 正孝	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回、および監査役会14回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

八. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員とは、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を、法令に定める最低責任限度額を限度として締結しております。

(5) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうちOkada America, Inc.については、会計監査人と同一のネットワークに属するKPMGグループの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

- ① 当社ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定める。社長の任命する委員長を中心とするコンプライアンス委員会を設置し、社内でのリスク状況把握・分析、使用人に対するコンプライアンス教育方針の決定を行う。
 - ロ. 内部監査部門として内部監査室を置く。
 - ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理担当役員を任命し、リスク管理規程の策定にあたる。
その中で、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織および職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
その他の当社ならびに当社の親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループの企業毎に、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部およびコンプライアンス委員会はこれらを横断的に推進し管理することとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が、職務の補助使用人を求めたときには、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
また、監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役から職務執行状況の報告・説明等を受け、必要に応じて、意見を述べるなど、取締役の職務執行状況を監視・監督するとともに、必要に応じて、会計監査人および弁護士に相談することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法および関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価、検証し必要な対応を行う。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は法令および反社会的勢力排除の理念に則り、反社会的行為には一切関与せず、不当要求には毅然と対応し、反社会的勢力との関係遮断を徹底することを反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とし、「企業行動規範」に定める。

具体的な整備としては、反社会的勢力対策規程・マニュアルを策定し、業務運営上の事前確認ルールや社内体制について定めるほか、警察をはじめとした外部専門機関との連絡を密に行って、その実効性を高める。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスに関する社内のリスク状況把握・分析、従業員に対する教育方針の決定を行うコンプライアンス委員会を、当事業年度においては2回開催いたしました。

また、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、管理職・職種別・階層別・新入社員等の各研修においてコンプライアンス研修を計8回開催いたしました。

内部通報制度「ホットライン」の通報・相談に対してはコンプライアンス委員会が責任をもって事実を調査し、取締役会に逐次報告の上、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。

なお、通報者に対し不利益な取扱いを行わないよう徹底しております。

② リスク管理体制

内部監査部門によるリスク管理状況については、「内部監査報告会」を実施し、各部門の監査を行った際の指導・改善点の報告をいたしました。

また、災害に備えて「安否確認サービス」を導入しております。これにより非常時においても従業員の安否確認を行える体制を整え、事業継続体制の維持・向上に努めております。

③ 取締役の業務執行の体制

「取締役会規程」「職務権限規程」に則り、職務の執行が適切かつ迅速に行われるよう努めました。当事業年度においては取締役会を13回開催し、月次決算の報告、各議案についての審議、各取締役より業務執行の報告を行い活発な意見交換がなされております。また、取締役会では各取締役より毎月、コンプライアンス・リスクなど直近の重要事項およびトピックスを報告しています。

④ 監査役の監査体制

当事業年度においては監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス委員会、内部統制報告会等の重要な会議に出席、各営業所への往査も行い、業務執行が適正になされているかを確認いたしました。また、内部監査室・会計監査人と適宜情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性を高めています。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引契約書の中に反社会的勢力排除条項を織り込み、初回の取引開始時には過去の公知情報を外部機関にて確認する等の反社チェックを行っております。また、当社は「大阪府企業防衛連合協議会」に加盟しており、企業防衛に関する必要な情報の収集を行っております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,615,484	流動負債	13,906,033
現金及び預金	3,124,222	支払手形及び買掛金	4,246,448
受取手形	1,447,417	短期借入金	6,589,278
売掛金	4,360,287	1年内返済長期借入金	722,348
棚卸資産	11,140,102	未払金	979,540
その他	546,585	未払法人税等	345,407
貸倒引当金	△3,131	賞与引当金	274,077
固定資産	9,979,021	役員賞与引当金	69,780
有形固定資産	8,231,501	株主優待引当金	43,195
建物及び構築物	3,405,253	その他	635,958
機械装置及び運搬具	508,973	固定負債	2,727,367
土地	3,092,121	長期借入金	1,980,320
建設仮勘定	879,824	退職給付に係る負債	553,509
リース資産	301,142	その他	193,538
その他	44,186	負債合計	16,633,400
無形固定資産	661,997	(純資産の部)	
のれん	192,428	株主資本	13,508,893
その他	469,569	資本金	2,221,123
投資その他の資産	1,085,521	資本剰余金	2,280,478
投資有価証券	361,600	利益剰余金	9,244,177
長期貸付金	230,000	自己株式	△236,885
繰延税金資産	397,873	その他の包括利益累計額	427,600
その他	99,320	その他有価証券評価差額金	98,103
貸倒引当金	△3,273	繰延ヘッジ損益	9,761
		為替換算調整勘定	319,735
		新株予約権	24,610
資産合計	30,594,505	純資産合計	13,961,104
		負債純資産合計	30,594,505

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,575,691
売上原価	16,783,404
売上総利益	6,792,286
販売費及び一般管理費	4,827,283
営業利益	1,965,003
営業外収益	
受取利息	4,788
受取配当金	11,513
固定資産売却益	14,467
為替差益	5,344
持分法による投資利益	2,084
その他	46,667
合計	84,866
営業外費用	
支払利息	62,646
シンジケートローン手数料	1,809
債権売却損	7,369
固定資産除売却損	3,300
デリバティブ評価損	13,607
その他	30
合計	88,763
経常利益	1,961,106
特別利益	
固定資産売却益	114,163
合計	114,163
税金等調整前当期純利益	2,075,270
法人税、住民税及び事業税	688,362
法人税等調整額	△27,437
当期純利益	1,414,344
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,414,344

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年4月1日残高	2,221,123	2,275,697	8,086,357	△241,770	12,341,407
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△256,524		△256,524
親会社株主に帰属する当期純利益			1,414,344		1,414,344
自己株式の取得				△51	△51
自己株式の処分		4,781		4,935	9,717
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	4,781	1,157,820	4,884	1,167,486
2023年3月31日残高	2,221,123	2,280,478	9,244,177	△236,885	13,508,893

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算定	その他の包括 利益累計額合計		
2022年4月1日残高	89,553	11,112	76,663	177,329	25,805	12,544,542
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△256,524
親会社株主に帰属する当期純利益						1,414,344
自己株式の取得						△51
自己株式の処分						9,717
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	8,550	△1,351	243,072	250,271	△1,195	249,076
連結会計年度中の変動額合計	8,550	△1,351	243,072	250,271	△1,195	1,416,562
2023年3月31日残高	98,103	9,761	319,735	427,600	24,610	13,961,104

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,713,364	流動負債	11,228,018
現金及び預金	1,422,413	支払手形	1,695,129
受取手形	1,261,998	買掛金	1,244,658
売掛金	3,874,024	短期借入金	6,189,278
商製品	2,013,794	1年内返済長期借入金	722,348
製成品	1,316,072	未払金	735,793
原材料	1,622,848	未払法人税等	164,955
貯蔵品	44,886	賞与引当金	173,210
短期貸付金	699,518	役員賞与引当金	67,980
前払費用	82,982	株主優待引当金	43,195
前未収入金	75,006	その他	191,470
前そ渡の引当金	271,574	固定負債	2,549,574
そ貸倒引当金	31,475	長期借入金	1,980,320
	△3,231	退職給付引当金	391,246
固定資産	10,607,570	リースの負債	166,713
有形固定資産	5,437,434	その他	11,295
建物	1,966,084	負債合計	13,777,592
構築物	267,804	(純資産の部)	
機械装置(自用)	113,314	株主資本	9,410,564
機械装置(賃貸)	253,490	資本金	2,221,123
車両運搬具	23,392	資本剰余金	2,280,478
工具器具備品	14,771	資本準備金	2,171,688
土地	1,986,273	その他資本剰余金	108,790
リース資産	277,490	利益剰余金	5,145,848
建設仮勘定	534,812	利益準備金	99,020
無形固定資産	280,994	その他利益剰余金	5,046,828
借地権	133,727	圧縮記帳積立金	64,764
電話加入権	6,037	別途積立金	1,332,000
ソフトウェア	77,325	繰越利益剰余金	3,650,064
その他	63,904	自己株式	△236,885
投資その他の資産	4,889,142	評価・換算差額等	108,167
投資有価証券	328,093	その他有価証券評価差額金	98,406
関係会社株	1,607,129	繰延ヘッジ損益	9,761
敷金・保証金	46,298	新株予約権	24,610
固定化営業債権	2,815		
繰延税金資産	234,435		
長期貸付金	2,639,262		
そ渡の引当金	33,991		
そ貸倒引当金	△2,884		
資産合計	23,320,935	純資産合計	9,543,342
		負債純資産合計	23,320,935

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,847,821
売上原価	12,982,748
売上総利益	3,865,073
販売費及び一般管理費	3,139,338
営業利益	725,734
営業外収益	
受取利息	34,873
受取配当金	118,034
受取経営指導料	12,000
固定資産売却益	8,671
為替差益	1,217
その他	39,861
合計	214,658
営業外費用	
支払利息	56,636
シンジケートローン手数料	1,809
債権売却損	5,249
デリバティブ評価損	13,607
固定資産除売却損	1,950
その他	0
合計	79,253
経常利益	861,138
特別利益	
固定資産売却益	114,163
合計	114,163
税引前当期純利益	975,302
法人税、住民税及び事業税	285,375
法人税等調整額	10,409
当期純利益	679,517

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計	
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
					圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
2022年4月1日残高	2,221,123	2,171,688	104,009	2,275,697	99,020	13,101	1,332,000	3,278,734	4,722,855	△241,770	8,977,906
事業年度中の変動額											
圧縮記帳積立 金の取崩						△901		901	－		－
固定資産圧縮 積立金の積立						52,564		△52,564	－		－
剰余金の配当								△256,524	△256,524		△256,524
当期純利益								679,517	679,517		679,517
自己株式の取得										△51	△51
自己株式の処分			4,781	4,781						4,935	9,717
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）											－
事業年度中の変動額合計	－	－	4,781	4,781	－	51,662	－	371,330	422,992	4,884	432,658
2023年3月31日残高	2,221,123	2,171,688	108,790	2,280,478	99,020	64,764	1,332,000	3,650,064	5,145,848	△236,885	9,410,564

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 ハ ッ 損	延 ジ 益		
2022年4月1日残高	89,971	11,112	101,084	25,805	9,104,796
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立 金の取崩					－
固定資産圧縮 積立金の積立					－
剰余金の配当					△256,524
当期純利益					679,517
自己株式の取得					△51
自己株式の処分					9,717
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）	8,434	△1,351	7,083	△1,195	5,887
事業年度中の変動額合計	8,434	△1,351	7,083	△1,195	438,546
2023年3月31日残高	98,406	9,761	108,167	24,610	9,543,342

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

オカダアイオン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 安 田 智 則
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オカダアイオン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカダアイオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

オカダアイオン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 智 則
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オカダアイオン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。監査役会については、毎月開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見交換するとともに、情報の共有に努め、独立した客観的な立場から取締役の業務執行について適法性及び妥当性を検証しました。また、監査役の監査活動の結果については、必要に応じ、取締役会や各部門の責任者に対して意見を伝えました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、代表取締役会長及び代表取締役社長と会合をもち、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、内部監査部門から、子会社に対し実施した監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

オカダアイオン株式会社 監査役会

常勤監査役	打	田	幸	生	㊟
社外監査役	稲	田	正	毅	㊟
社外監査役	中	尾	正	孝	㊟

第64回 定時株主総会会場ご案内図

会場

アートホテル大阪ベイタワー 4階 アートグランドボールルーム

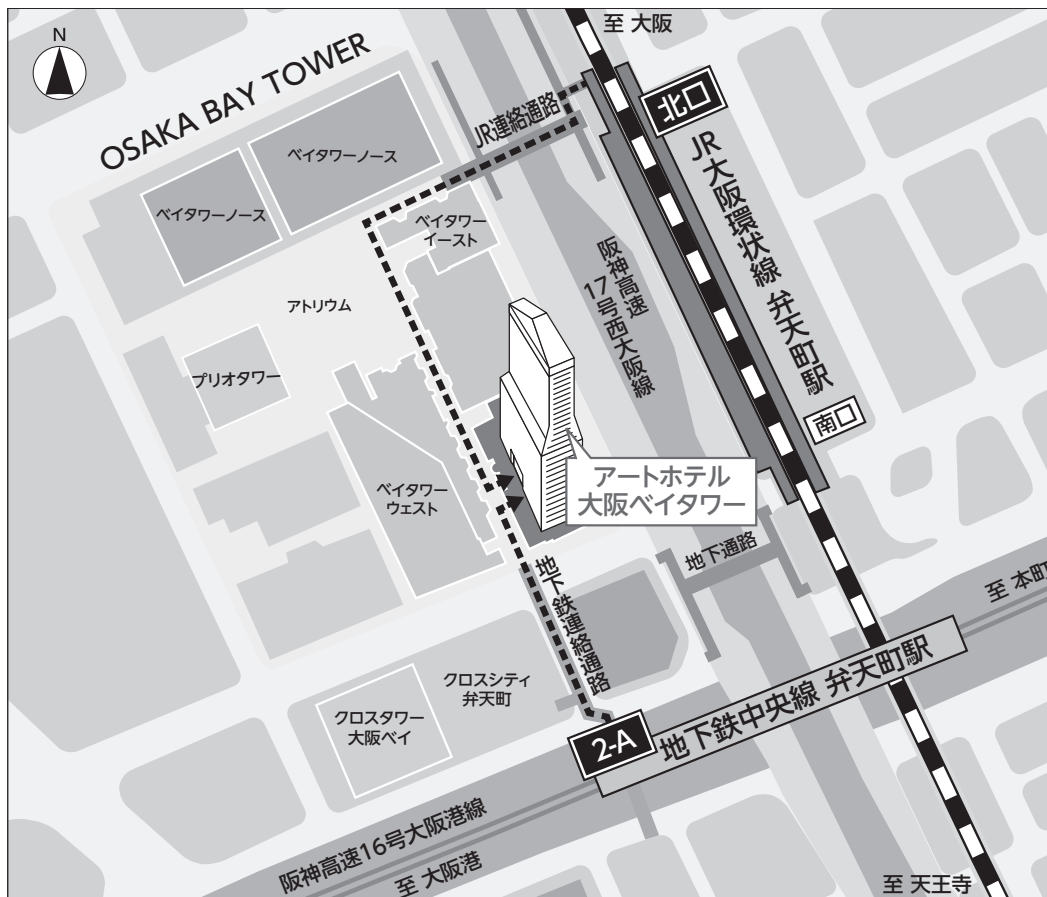
大阪市港区弁天1丁目2番1号 (OSAKA BAY TOWER内) 電話 (06) 6577-1111

交通

●地下鉄中央線「弁天町」駅 西改札2-A出口からOSAKA BAY TOWER方面へ徒歩約5分

●JR大阪環状線「弁天町」駅 北口改札からOSAKA BAY TOWER方面へ徒歩約8分

※車いすの株主様は、地下鉄中央線「弁天町」駅からのアクセスが便利です。



お願い

駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
なお、お車でお越しの場合は、OSAKA BAY TOWERの地下駐車場をご利用ください。
駐車料金につきましては、株主様のご負担となりますので、ご了承ください
ますようお願い申し上げます。

UD
FONT